



第4章

障害福祉サービス等の見込み

Ⅱ 1 見込量確保のための方策

基本指針では、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援及び障害児相談支援に係る見込量を年度ごとに必須又は任意で定めることが適当であるとしています。また、その見込量確保のための方策を定めることが適当であるとしています。

事項以下に示す障害福祉サービス等の見込量を確保するため、予算を確保します。

なお、第2章5で取り上げた介護員の不足、相談支援専門員の不足の課題については、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定を注視するとともに、必要に応じて市としての支援策を検討します。また、重度障害のある人又は精神障害のある人を受け入れられるグループホーム不足の課題については、事業者から新設の相談があった場合は協力していきます。

Ⅱ 2 障害福祉サービスの見込量

(1) 訪問系サービス

サービス	概要
居宅介護	自宅で入浴や排せつ、食事などの介助をします。
重度訪問介護	重度の障害があり常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動の補助をします。
同行援護	視覚障害により移動が著しく困難な人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）や外出支援などを行います。
行動援護	知的障害や精神障害により行動が困難で常に介護が必要な人に、行動するときに必要な介助や外出時の移動の補助などをします。
重度障害者等包括支援	介護の必要性が非常に高い人に、居宅介護など複数のサービスを包括的にを行います。

○ 必要な量の見込み（１月当たり）

サービス名	単位	実績		見込み			
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
居宅介護	時間/月	2,353	2,474	2,540	2,610	2,680	2,750
	人/月	168	178	183	188	193	198
重度訪問介護	時間/月	1,182	1,206	1,200	1,300	1,300	1,300
	人/月	7	7	7	8	8	8
同行援護	時間/月	198	215	218	221	223	226
	人/月	18	19	20	20	21	21
行動援護	時間/月	126	116	116	116	116	116
	人/月	11	10	10	10	10	10
重度障害者等 包括支援	時間/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0

※各年度月平均



(2) 日中活動系サービス

サービス	概要
生活介護	常に介護が必要な人に、施設で入浴や排せつ、食事の介護などをします。
自立訓練 (機能訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間、身体機能の維持・向上のために必要な訓練をします。
自立訓練 (生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間、生活能力の維持・向上のために必要な訓練をします。
就労移行支援	就労を希望する人に、一定の期間、生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練をします。
就労継続支援 (A型)	一般企業などでの就労が困難な人に、雇用契約に基づく就労の機会の提供や生産活動、その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練をします。
就労継続支援 (B型)	一般企業などでの就労が困難な人に、就労の機会の提供や生産活動、その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練をします。
就労定着支援	就労移行支援などの利用を経て一般就労へ移行した障害のある人に、相談を通じて就業に伴う生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関などとの連絡調整など、課題解決に向けて必要となる支援をします。
就労選択支援	就労アセスメントの手法を活用して整理した就労能力や適性、配慮事項などに応じて障害のある人本人が雇用や福祉、医療などの関係機関と連携しつつ、一般就労や就労継続支援A型、B型などの就労系障害福祉サービスの事業所の利用の選択を支援します（令和7年10月1日から施行予定の事業）。
療養介護	医療の必要な障害のある人で常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話をします。
福祉型 短期入所	家で介護を行う人が病気などの場合に、障害のある人を短期間障害者支援施設などへ入所させ、施設で入浴や排せつ、食事の介護などをします。
医療型 短期入所	家で介護を行う人が病気などの場合に、重症心身障害などの重い障害のある人を短期間医療機関などへ入所させ、医療の管理の下で入浴や排せつ、食事の介護などをします。

○ 必要な量の見込み（１月当たり）

サービス名	単位	実績		見込み			
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
生活介護	人日/月	7,324	7,275	7,350	7,420	7,500	7,580
	人/月	388	388	392	396	400	404
自立訓練 （機能訓練）	人日/月	25	5	11	11	11	11
	人/月	2	1	1	1	1	1
自立訓練 （生活訓練）	人日/月	41	49	48	48	60	72
	人/月	3	3	4	4	5	6
就労移行支援	人日/月	983	868	924	983	1,040	1,110
	人/月	55	50	53	56	59	62
就労継続支援 （A型）	人日/月	2,735	2,828	2,910	2,970	3,040	3,100
	人/月	140	147	150	153	157	160
就労継続支援 （B型）	人日/月	4,049	4,701	5,180	5,660	6,140	6,620
	人/月	254	289	319	348	378	407
就労定着支援	人/月	25	36	39	41	36	37
就労選択支援	人/月	—	—	—	—	8	9
療養介護	人日/月	472	445	456	456	456	456
	人/月	16	15	15	15	15	15
福祉型短期入所	人日/月	272	387	392	397	402	406
	人/月	79	80	81	82	83	84
医療型短期入所	人日/月	5	24	33	38	48	57
	人/月	2	6	8	9	11	13

※各年度月平均

(3) 居住系サービス

サービス	概要
自立生活援助	施設入所支援や共同生活援助を利用していた人で1人暮らしを希望する人などを対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言などを行います。
共同生活援助	地域で共同生活を営む人に、主に夜間に住居の相談や日常生活上の援助をします。
施設入所支援	施設に入所する人に、入浴や排せつ、食事の介護などをします。

○ 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績		見込み			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人/月	0	0	0	0	0	0
共同生活援助	人/月	138	147	157	167	177	187
施設入所支援	人/月	82	79	78	77	75	74

※各年度月平均

(4) 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援

サービス	概要
計画相談支援	障害のある人の心身の状況や環境、サービス利用などの意向を聞き取り、その人に合ったサービス利用の計画を作成します。
地域移行支援	施設入所者または精神科病院に入院している人に対して、住居の確保や地域生活に移行するための相談などの支援をします。
地域定着支援	単身などで生活する障害のある人に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急の事態に必要な支援をします。

○ 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績		見込み			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人/月	302	323	345	369	395	423
地域移行支援	人/月	3	1	3	3	3	3
地域定着支援	人/月	30	30	31	32	33	34

※各年度月平均

3 地域生活支援事業の見込み

(1) 理解促進研修・啓発事業

事業名	概要
理解促進研修・啓発事業	障害のある人が日常生活及び社会生活をする上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障害のある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。

○ 必要な量の見込み

本事業についてはボランティア団体に委託するなどして毎年度実施します。

(2) 自発的活動支援事業

事業名	概要
自発的活動支援事業	障害のある人、その家族、地域住民などが地域で自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。

○ 必要な量の見込み

本事業については社会福祉法人に委託して毎年度実施します。

(3) 相談支援事業

事業名	概要
相談支援事業	障害のある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができるよう支援します。

○ 必要な量の見込み

相談支援事業のうち、住宅入居等支援事業については、地域生活支援拠点等の一環として、相談支援事業者に委託して実施します。その他の相談支援事業については安城市社会福祉協議会に委託して実施します。

(4) 成年後見制度利用支援事業

事業名	概要
成年後見制度利用支援事業	知的障害のある人または精神障害のある人で、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる人に対して、必要となる費用のすべてまたは一部を補助します。

○ 必要な量の見込み

事業名	単位	実績		見込み			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

事業名	概要
成年後見制度法人後見支援事業	判断能力が不十分な障害のある人で、適切な後見人などが得られないときに社会福祉協議会が後見人となり財産管理などの法律行為について支援します。

○ 必要な量の見込み

本事業については安城市社会福祉協議会に委託して毎年度実施します。

(6) 意思疎通支援事業

事業名	概要
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通に支障がある人を手話通訳者の設置、手話通訳者や要約筆記者の派遣などにより支援します。

○ 必要な量の見込み

事業名	単位	実績		見込み			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者設置事業	人/年	2	2	2	2	2	2
手話通訳者派遣事業	件/年	377	410	435	461	488	517
要約筆記者派遣事業	件/年	38	37	40	40	40	40

(7) 日常生活用具給付等事業

事業名	概要
日常生活用具給付等事業	障害のある人に対して、日常生活用具等を給付します。

○ 必要な量の見込み

事業名	単位	実績		見込み			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護訓練支援用具	件/年	9	9	9	9	9	9
自立生活支援用具	件/年	19	23	23	24	24	24
在宅療養等支援用具	件/年	47	38	38	38	38	38
情報・意思疎通支援用具	件/年	24	20	22	22	22	22
排泄管理支援用具	件/年	3,408	3,149	3,300	3,300	3,300	3,300
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件/年	2	5	5	5	5	5

(8) 手話奉仕員養成研修事業

事業名	概要
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障害のある人の活動への支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を開催します。

○ 必要な量の見込み

事業名	単位	実績		見込み			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

(9) 移動支援事業

事業名	概要
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある人に対して、地域における自立生活や社会参加の促進を図るための外出を支援します。

○ 必要な量の見込み

事業名	単位	実績		見込み			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	人/月	151	161	171	181	190	200
	時間/月	923	1,076	1,140	1,200	1,270	1,330

※各年度月平均

(10) 地域活動支援センター機能強化事業

事業名	概要
地域活動支援センター事業	障害のある人に対して、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流を促進します。

○ 必要な量の見込み

本市では委託事業として地域活動支援センター「陽なた」があり、精神障害のある人の集いの場、相談の場などの居場所として提供しています。この委託事業の活動の一部が地域活動支援センター機能強化事業になります。

なお、令和5年度に試行として陽なたを8か所の地区福祉センターで巡回実施しました。地域で孤立しがちな障害のある人とその親への支援のため、巡回実施等の事業を推進します。

事業名	単位	実績		見込み			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター事業	か所	1	1	1	1	1	1
	人/年	4,348	4,089	4,200	4,200	4,200	4,200

(11) 任意事業

事業名	概要
訪問入浴事業	家庭における入浴が困難で、障害福祉サービスによる家庭での入浴、その他の事業による入浴サービスの利用が困難な在宅の重度障害のある人に対して、訪問入浴車による定期的な入浴サービスを実施し、衛生的で快適な日常生活の確保と家族などの介護負担の軽減を図ります。
日中一時支援事業	障害のある人の日中における活動の場を提供することにより、日常的に介護している家族の休息の機会を確保し、介護者の負担軽減を図ります。
地域移行のための安心生活支援	地域における自立を促進するための自立生活体験の場や、地域生活を支援するためのサービス提供体制の総合調整を図る地域生活支援拠点等コーディネーターを配置し、障害のある人の地域生活を支える体制を整えます。
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	スポーツやレクリエーションに参加できる機会を提供し、地域住民と一体となった振興を図ります。
文化芸術活動振興	障害のある人などの作品展、音楽会、映画会などの芸術文化活動の機会を提供し、創作意欲を助長するための環境の整備及び必要な支援を行います。
自動車運転免許取得・改造助成	障害のある人を対象として、自動車運転免許取得費用の一部を助成します。身体障害のある人が自動車を改造する必要がある場合に、その改造に要する経費の一部を助成します。
知的障害者職親委託	知的障害のある人を一定期間、職親に預け、生活指導及び技能習得訓練等を行うことによって、自立更生を図ります。
更生訓練費給付	障害のある人の社会復帰の促進を図るため、更生訓練費を給付します。
障害支援区分認定等事務	障害支援区分の認定等のために調査を実施したり、審査及び判定に当たって医師に意見書を作成させる事務等を行います。

○ 必要な量の見込み

事業名	単位	実績		見込み			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴事業	回/月	200	190	192	195	197	200
	人/月	29	29	29	29	29	29
日中一時支援事業	回/月	201	183	188	192	197	202
	人/月	1,046	877	977	1,000	1,020	1,050

※各年度月平均

訪問入浴・日中一時支援以外の事業は毎年度実施します。

(12) 地域生活支援促進事業

事業名	概要
障害者虐待防止対策支援事業	障害者虐待の防止や早期発見、迅速な対応、適切な支援のため、精神保健福祉士を配置し、虐待時の対応のための体制を整備します。
成年後見制度普及啓発事業	弁護士等による講演会を開催するなど普及啓発を行います。
発達障害のある人及びその家族等に対する支援事業	発達障害のある人の早期発見・早期支援のために、保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントトレーニングやペアレント・プログラム等による支援を行います。
雇用施策との連携による重度障害者等就労等支援特別事業	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構による「重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金・通勤援助助成金」を活用しても支障が残る場合などに、市の事業として重度障害のある人等の就労を支援します。 (令和5年度開始事業)
重度訪問介護利用者の大学修学支援事業	重度訪問介護の利用者が大学等に修学するにあたり、通学中及び大学の敷地内における身体介護等のサービスを提供します。 (令和5年度開始事業)

○ 必要な量の見込み（年間）

事業名	単位	実績		見込み			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
発達障害のある人及びその家族等に対する支援事業（支援プログラム受講者数）	人／年	42	42	42	42	42	42
雇用施策との連携による重度障害者等就労等支援特別事業	人／年	-	-	1	1	1	1
重度訪問介護利用者の大学修学支援事業	人／年	-	-	1	1	1	1

障害者虐待防止対策支援事業及び成年後見制度普及啓発事業については毎年度実施します。

4 障害児通所支援・障害児相談支援の見込量

(1) 障害児通所支援・障害児相談支援

サービス	概要
児童発達支援	障害のある未就学の子どもに対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行うサービス。
医療型児童発達支援	肢体不自由のある未就学の子どもに対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援と治療を行うサービス。
放課後等デイサービス	就学している障害のある子どもに対し、放課後や学校の休校日に、生活能力向上のための訓練や社会との交流促進等の支援を行うサービス。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障害のある子どもに対して、障害のある子ども以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行うサービス。
居宅訪問型児童発達支援	重度障害の状態等で外出が著しく困難な障害のある子どもに、居宅を訪問し、日常生活動作の指導、知識技能の付与、訓練等を行うサービス。
障害児相談支援	障害のある子どもが障害児通所支援を利用する際に、必要なサービス等利用計画書を作成し、作成した計画が障害のある子どもにとって適切かどうかモニタリング等の支援を行うサービス。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	医療的ケア等を必要とする障害のある子どもに対し、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の各関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置する事業。

○ 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績		見込み			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人日/月	1,541	1,794	1,878	1,978	2,078	2,178
	人/月	101	135	141	146	152	159
放課後等デイサービス	人日/月	4,075	4,680	4,710	4,980	5,270	5,560
	人/月	369	412	435	460	486	513
保育所等訪問支援	人日/月	5	11	15	18	21	24
	人/月	4	11	15	18	21	24
居宅訪問型児童発達支援	人日/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	人/月	128	145	158	172	187	204
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター	人	5	7	8	9	10	10

※各年度月平均

Ⅱ 5 その他の支援の見込量と確保策

(1) 保育園等への障害のある子どもの受入れ

あいちはぐみんプラン2020-2024では、障害のある子どもへの幼児期の支援として、「市町村は、保育所等において、障害のある幼児の受入れに必要な環境改善や職員の資質向上を図ります。県は、環境改善等に対する費用の助成を行い、障害児保育や特別支援教育の充実に努めます」としています。また、「県は、放課後児童クラブにおける障害のある児童の受入れに必要な環境改善や、専門的な知識等を有する放課後児童支援員の配置への支援を行うとともに、放課後児童支援員等に対する研修の充実に努めます」としています。この愛知県の計画を受け、また、幼少期において障害のある子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、本市では保育園等における障害のある子どもの受入れ体制の整備に努めます。

○ 必要な量の見込み（年間）

指標	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育園・認定こども園における障害のある子どもの受け入れ	人	36	35	35	35	35	35
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）における障害のある子どもの受け入れ	人	25	44	70	70	70	70

※ 保育園・認定こども園については、公立・事業団園のみで、各園で把握している手帳所持者等の人数のみを載せている。

※ 放課後児童クラブについては、公立のクラブのみで、各クラブで把握している手帳所持者等の人数のみを載せている。